▶ モニタリングに関する質問

質問	回答
モニタリングを行う目的について	JICAとしましては、モニタリングは、相手国等が環境社会配慮を確実に実
どのように考えているのです	施しているか確認するために行うものと考えています。また、モニタリング
か?	は、当初予見されていなかった影響の早期発見に資することから、何らか
	の問題が確認された場合には、速やかに相手国等に伝達し、適切な対応
	を促してきました。
	環境ガイドラインにおいても、別紙1(モニタリング)で、「予測が困難であっ
	た事態の発生の有無・・・・を把握し、その結果に基づき適切な対策をとら
	なければならない」旨明記しています。その上で、モニタリングの結果問題
	が確認された場合には、「相手国等による適切な対応を促す。」(3.2.
	2.3.)こととし、予見されていなかった影響等にも対応することとしていま
	す。
モニタリングを実施する項目、実	環境ガイドラインでは、計画された対策が着実に実施されているか、その
施期間を予め規定しないのです	計画内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化によ
か?	り環境への負の影響が生じていないか等をフォローするためモニタリング
	は重要であると考えており、JICAによるモニタリングとして、カテゴリ A、B
	及び FIについて相手国等によるモニタリング結果の確認を行うこととして
	います。
	具体的なモニタリング項目、期間については、どのような内容とするかを
	一律に定めることは適当ではないと考えており、セクターやプロジェクトの
	内容・特性、周辺の状況等さまざまな要素を踏まえ、個別に必要な項目、
	期間を決めることになります。
	なお、主なモニタリングの項目としては、
	許認可·説明(当局からの指摘事項への対応)
	> 汚染対策(大気質、水質等)
	▶ 自然環境(生態系等)
	→ 社会環境(住民移転等)
	等が考えられます。こうした項目については環境ガイドライン別紙 6に「モ
	ニタリングを行う項目」として予め例示しています。また、モニタリングの頻
	度、項目等について相手国等と合意し、この合意に沿って JICAとしての
	モニタリングを実施して行きます。

モニタリングの実施期間はどれくらいですか?プロジェクトが適切に運営されていることが明らかな場合であっても、モニタリングをいつまでも継続することは非効率ではないのでしょうか?
より効果的なモニタリングを実施するため、中間段階での評価等

モニタリングの実施期間については、プロジェクト毎の性格、想定される環境影響の重大さ、不確実性等を考慮し個別に設定することが適当と考えています。

なお、セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、プロジェクトが適切に 運営されていることが確認された場合においては、JICAによるモニタリン グは一定期間後に簡素化または終了することとしており、効率的に業務を 遂行できるよう配慮しています。

より効果的なモニタリングを実施するため、中間段階での評価等の際住民から直接意見を〈み上げるようなことは行われるのですか?

モニタリングを住民が参加して行うことは問題の早期発見、持続的な事業効果の発現という観点から、望ましいことであると JICAでも認識しています。環境ガイドラインの3.2.2.1.においては、「プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、JICAはい・・モニタリング結果の確認を行う」と記述しており、これにより可能な限りポジティブな影響が発現されるよう、JICAとして今後も留意していきます。またステークホルダー及び第三者等からの情報提供も歓迎しています。

モニタリング結果を得るために 行う現地調査は、従来から行っ てきている現地調査とは異なる ものなのですか? モニタリング結果については、相手国等より提出されますが、環境ガイドライン3.2.2.2.に規定している通り、JICAによる現地調査も必要に応じて行います。従来から必要に応じ現地調査を実施してきており、環境ガイドラインの施行後も、これまでと同様に実施していく所存です。

モニタリングを適切に実施することは重要であると思いますが、 環境モニタリング体制を強化するために、JICAとしてはどのような対応をとっているのですか? JICAとしましては、計画された対策が着実に実施されているか、その計画 内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化により環 境への負の影響が生じないか等を確認するためにもモニタリングは重要 であると考えており、これまでも体制強化に努めてきました。 例えば、必要と判断される場合には、プロジェクト実施主体者による環境 モニタリングの支援、体制強化等を含めるなどの対応をとっています。

モニタリングの段階においても、 何らかの情報公開を行うことは 規定されているのですか? 環境ガイドライン3.2.2.7.で、「JICAは、相手国等によるモニタリング 結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公 開する。」とし、環境ガイドライン別紙1(モニタリング)では、「モニタリング 結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう 努めなければならない。」とし、相手国等による対応を促しています。